

平成18年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成18年9月20日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告について
日程第3 議案第66号 本巢市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第67号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第68号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第69号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第71号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
日程第8 議案第72号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第9 議案第73号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第10 議案第74号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第75号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第76号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第13 認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

- 追加日程第1 発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
追加日程第2 議長辞職の許可について
追加日程第3 議長の選挙について
追加日程第4 副議長辞職の許可について
追加日程第5 副議長の選挙について
追加日程第6 常任委員会委員の選任について
追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第8 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について
追加日程第9 議会だより編集特別委員会委員の選任について
追加日程第10 議案第78号 本巢市監査委員の選任について
追加日程第11 もとす広域連合議会議員の選挙について
追加日程第12 閉会中の継続審査申出書について

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏑本規之	4番	白井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美

7番 安藤重夫
9番 浅野英彦
11番 村瀬明義
13番 瀬川治男
15番 上谷政明
17番 大西徳三郎
19番 高橋秀和
21番 鵜飼静雄

8番 道下和茂
10番 中村重光
12番 若原敏郎
14番 後藤壽太郎
16番 大熊和久子
18番 戸部弘
20番 遠山利美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育委員会 事務局長	堀部秀夫	林政部長	藤原俊一
代表監査委員	三田村晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 瀬川治男君と14番 後藤壽太郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。
行政改革検討特別委員会からの報告をお願いします。
行政改革検討特別委員会委員長 後藤壽太郎君。

○行政改革検討特別委員会委員長（後藤壽太郎）

それでは、行政改革検討特別委員会より報告いたします。
去る9月12日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において第4回の行政改革検討特別委員会を開催いたしました。委員会には委員全員が出席し、公共施設、イベント、市の所有する土地についての3項目について、現状の確認と今後の委員会の進め方について協議をいたしました。また、今回の委員会では、市の所有する土地についてを重点に協議いたしました。
そんな中で、市の所有する土地について、根尾の水鳥団地の件につきまして、道下委員から、それぞれのいろいろの課にまたがっているというふうなことで、市としての方向性を決めてもらいたいというような意見が出ました。
また、瀬川委員からは、100平方メートル以下の土地についてもすべて提示してほしい。ただし、数が多い場合は、未活用地について提示をお願いしたいと。
それから高橋委員からは、土地開発基金について、今後、基金そのものをどのような方向で取り扱うのかというふうな意見が出ました。
また、中村委員からは、行政改革大綱実施計画の中に未活用地の有効利用等について、平成18年度から実施予定年度になっているが、現在の進捗状況も確認してほしいという御意見がありました。
鏑本委員からは、市の所有土地について、土地に対してすべてがわかるような課を設けたらどうかという意見が出ました。

それを踏まえまして、次回委員会は、財政課の出席を求め、市有地についての詳細を確認したい。また、財政課で確認できないものについては、責任担当課から出席を求め、説明していただきたいという意見が出ました。

それで、イベント関係につきましては、集約して現在、執行部、行政の方が進めてみえますので、これは推移を当分見守るということになりました。

以上の点を踏まえ、10月中過ぎに第5回の行政改革検討特別委員会を開催することにいたしました。また、この資料につきましては、21人の議員すべてにお渡しするというようにしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第66号及び日程第4 議案第67号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第3、議案第66号 本巣市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第4、議案第67号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第66号と議案第67号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

報告させていただきます。

9月8日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、説明のため、内藤市長、高木助役、守屋収入役、土川総務部長、宇野企画部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件と協議案件について慎重に審査いたしました。

議案第66号 本巣市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はございませんでした。

議案第67号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、個人の市民税及び固定資産税を納期前納付した場合の報奨金の限度額及び納期前納付にかかる月数の限度を設けるための改正であり、主な内容は、固定資産税、市民税の前納報奨金の限度額20万円を10万円に改正するものであります。また、総務部長から、近隣市町の前納報奨金の限度額の状況について、岐阜市、各務原市、山県市、大野町はなしとなっている。瑞穂市、北方町については、固定資産税、市・町民税の前納報奨金の限度額は5万円との報告を受けました。

以上、議案第66号、67号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告します。

○議長（上谷政明君）

議案第66号 本巢市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第66号 本巢市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第67号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第67号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第68号及び日程第6 議案第69号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第68号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてと日

程第6、議案第69号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第68号と第69号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により、文教福祉委員会の報告をいたします。

9月11日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において当委員会を開催いたしました。委員会には委員7名と議長が出席し、説明のため、内藤市長、高木助役、守屋収入役、高橋教育長、杉山市民環境部長、島田健康福祉部長、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件と協議案件について慎重に審査いたしました。

議案第68号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、市民環境部長より補足説明があり、質疑に入りました。主な質疑を御報告いたします。

県の立場での制度の説明であったが、本巣市でどのような影響があるか考えた上での説明が必要であると思います。また、入院時食事療養費標準負担額の助成の廃止について、単価260円、1日当たり780円の負担については新たな負担ではないとの説明がありましたが、入院している者にしてみれば、それ以上の経費がかかるため、同一に考えるのはおかしいと思いますが、どうお考えですかという質問に対し、県がこのような形で進めていくので、それに順応しながら行うのが方法だということで御理解をいただきたいという答弁でした。

また、特定療養費が廃止され、保険外併用療養費の支給に改正されたが、簡単に言えば、混合医療のことで、だんだん拡大されていくのではないのでしょうか。このことについてどう理解されていますかという質問に対し、再度調べさせていただいて、後日提示させていただきますという答弁がありました。

再度、県の制度改正をそのまま説明するのではなく、1日780円だが、1ヵ月、1年になれば家庭にとって大きな負担になる。末端行政として、あるいは市としてできることがあれば考え、このことを踏まえて答弁をいただきたい。総体的に国や県はプラス面とマイナス面をセットしてくる。今回もそうなので、賛成はできない。それに対する答弁は、今後十分検討をさせていただきますというふうな答弁でございました。

以上、質疑を終わり、討論を省略し、採決した結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第69号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これについても補足説明があり、それに引き続き質疑に入らして、主な質疑を報告いたします。

これについても、医療改革の一連であるが、現役並み所得者が2割から3割に、2008年4月からは一般の高齢者も2割に引き上げられ、すべての高齢者の負担を上げていくやり方が問題である。高齢者になれば、病院にかかるケースも多くなり、治療に長時間かかるため、収入だけで現役並みと見るのはおかしい。お考えがありましたらお聞かせ願いたいという質疑に対して、特段にありま

せんというような答弁でした。

以上、質疑を終結し、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、議案第68号、69号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

議案第68号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この福祉医療費助成制度の今度の改正の中身については、委員長報告の中でいろんな問題点等の質疑についてございましたので、それを省きながら簡単に申し上げます。

今回、父子家庭の父を対象に加えるという前進面がありますけれども、特定療養費の廃止、これが今後、医療の拡大につながっていく。さらに、食費も負担増が導入される。こうしたことで、医療の分野にも格差が拡大されてきているというふうに判断せざるを得ない、そういった内容であるということから、本案については反対をいたします。

○議長（上谷政明君）

反対者の討論がございましたが、賛成者の討論がありましたら。

[挙手する者あり]

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、賛成討論をさせていただきます。

この条例改正は、公費負担制度の改革によるところの助成廃止ということでありまして、自己負担額の増額といった大変厳しい内容にはなっておりますが、反面、精神障害者1、2級を持っている方への新たな助成とか、先ほど鵜飼さんが言われたように、父子家庭への新たな助成、それから乳幼児の医療費助成の拡大等々ありまして、支援を本当に必要とする方の視点に立ったものだというふうに考えております。それで、今、福祉医療制度全体の見直し中というふうなことで、賛成するものであります。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第68号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第69号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本件についても、委員長報告の中で詳しく報告をされましたので、簡単に申し上げますが、一定の所得以上の、いわゆる現役並みの高齢者の自己負担を引き上げるという内容であります。そのこと自体にもいろいろ問題はありますが、さらに、これは先ほど報告がありましたように、2008年には一般の高齢者の負担も引き上げるという前提での改正であり、今後、大きな問題を引き起こすということが想定されます。こうした中で、この負担の引き上げについて賛成するわけにはいかないというふうに考えており、反対をいたします。

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の討論がありました。原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、賛成討論をさせていただきます。

現在の本当に医療制度というのは大変急速に変化しているということと、保険が本当に今ずうっと上がっているというふうなことになっております。これは急速な少子・高齢化、それから経済の低成長、それから環境の変化等々で今そのようになっております。それで、今回、高齢者への負担増が主要なものであるんですが、高齢者の低所得者については自己負担制度も据え置くというふ

うな配慮もされております。本市においても大変厳しい財政状況を踏まえ、限られた予算の中で、より効果的な執行をするためにも必要じゃないかというふうなことを思うのと同時に、後期高齢者医療制度というのが、また広域で立ち上げられて、これをまた検討していくというふうな、いろいろなちょうど転換期というふうなことで、その転換期も見据えながら、今回、賛成するものであります。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第69号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第71号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第7、議案第71号 平成18年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点だけ質疑をいたします。今回の補正予算の主要な部分は私の委員会の関係ですので、そこで幾つか質問をいたしましたので、それも踏まえながら1点お伺いをいたします。

特に今回、学校評価システムの構築事業というのが県の委託金で組まれています。これについては、文部科学省が全国都道府県と政令指定都市、各それぞれに1カ所ずつ、あるいは県でいえば一自治体ということになると思いますが、そこでこの構築事業を試行的にやるというような形で取り組む内容であります。この件について委員会でいろいろ質問いたしましたけれども、その直後の13日にある新聞にこの評価システムのことが載っておりました。それを見ておきますと、大見出しだけを申し上げますと、「文科省 全国一律の評価試行 学校再編 現場当惑 管理強化 没個性のおそれ 子供にしわ寄せも」という見出しが載っています。本巣市には本巣市としての教育方針があり、それについてこれまでもいろんな評価を独自にされてきたというふうに思います。こうした

今の見出しを読み上げましたように、全国一律のやり方で本当に地域に合った評価がなされていくのかどうか、非常に疑問に感じざるを得ないし、そのことが現場の重荷になり、ひいては子供の教育にも何らかの支障を来すおそれがあるのではないかというような危惧も持たざるを得ません。この点について、こうした指摘についてどういうふうに考えておられるのか。そして、このことを踏まえつつどう取り組んでいこうとされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

ただいまの鵜飼議員の御質問にお答えをさせていただきます。

基本的に、真正地域が受けました学校評価システム事業の内容と、先般、ある新聞に出ましたその内容とは異なっている。そして、先般受けました真正地域の指定のことは、各学校が今、授業力をつけよう、いい授業をしよう、子供のためになる授業をしよう、そういう授業力とか、あるいは生徒指導上の問題とか、あるいはまた、安全・安心の学校にしようとかいった学校が課題としている内容について研究を深めていくということでございます。したがって、今、議員が御心配いただいているような、先般、新聞に出ましたようなことは異にしておるんだという受けとめ方をさせていただけたらというふうに考えます。そして、基本的に、この指定を受けるということは、いつも私たちが持論としております子供のためにと、私たちの営みはこれすべてみな子供たちのためにとということで、子供にとって有益になるんだということと、もう一つは、私たちはやっぱり教育専門職ということで、教員としての資質・能力・識見を高める上において、そのことに寄与していくというふうな形で働きかけていくんだということで受けとめておりますので、今おっしゃったようなことのないよう十分配慮し、指導していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

特に心配をいたしましたのは、例えばこの記事でこのようなことが書いてあります。5段階で判定をする、評価をするということで、それについて、各教科等の指導の状況、児童・生徒の学力・体力の状況など18にわたる評価項目の一覧表を見た委員からは当惑の声が漏れたということで、相對評価もあるだろうが、それぞれの学校が抱える状況を踏まえての評価をお願いしたいと。3日間ぐらい調査に行って、これが評価だよと言われるという当惑の声が、ある中学校の校長先生から出ているという記事が載っています。今、教育長が言われたような形で、本巢市は本巢市として、今、抱えている現状をどう打開していくかということで進むだけであればいいんですけども、ただ、国がこうやってやってきている以上、いろんな枠をかけてくることは、今までのやり方からしても明らかだと思うんですね。だから、そういう場合に、それじゃあ本巢市としてどう対応していくのか。言いなりにやっていくというのは、やっぱり学校のいろんな弊害を生む危険性が非常にあると思うんで、だから、いろいろ現場も当惑をされているんだろうと思うんですね。こういった事業を

受けることを必ずしも否定はしませんけれども、岐阜県で本巢市だけですけれども、でも、ここでやられたことが岐阜県下全域に、あるいは全国に発信していく内容になる可能性があるんですね、よかれあしかれ。だから、そのときに地域に根差した教育のあり方というのは何なのかということ をきちんと見据えた上で物事を進めていかないと、今ここで読み上げたような心配の向きが出てくる のではないかというふうに思うんです。だから、国の、あるいは県、県というのもほとんど国だ と思うんです、この場合は。いろんな規制をかけて相対評価をやってくると思うんですが、その あたりについて、きちんとした姿勢を今後も示して行っていただきたいという意味で申し上げてい るんですが、そのあたりのお考えを改めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（上谷政明君）

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

今お話の件は、全く私たち教育委員会としても同じ思いでございます。基本的にこの指定を受け ることが、先ほど申し上げましたように、子供のためになるように、そして、今、学校が抱えてい る課題について研究していくんだということで、ここに一律5段階でというようなことのないよう にということで、教育委員会としてはきちっと堅持していきたい、姿勢を踏まえていきたいという ふうにとらえております。

また、具体的にこの新聞報道されました内容に関しましては、文科省の方からも、あるいは県の 方からも受け取っておりませんので、具体的なところは申しかねますけれども、あくまでもこれは 新聞報道だというふうにとらえておまして、姿勢としては、今申し上げているようなことを教育 委員会として堅持していきたいという強い構えを持っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今回の補正予算で私が一番問題だと思ったのは、後期高齢者医療制度に関連した予算であります。 これについては委員会ですべての質疑を行いましたので、今回ここでは質疑の中では申し上げませ んでしたけれども、今度、この後期高齢者制度の創設に絡んで、県一本の広域連合が設立されると。 そのための準備のための負担金が今回含まれているわけですが、これについて、委員会で私 が3点指摘をし、質問をいたしました。一つは、高齢者の負担が一体どう変わっていくのか。二つ 目には、医療の格差が生じないだろうか。三つ目は、県一本化によって、医療機関の多い少ないに

よる地域間の格差、不平等感が生じないだろうかという点であります。残念ながら、現段階では明確になっていませんが、そういうまだ明らかになっていない状況の中で準備だけは着々と進んでいくということに私は危惧の念を抱かざるを得ません。

今回のこの補正予算だけでなく、ほかの議案も含めて、いわゆる国の医療改革に関連する議案が多く出ています。そのいずれもが国民の負担をどんどんふやしていく。そして、医療の分野に混合診療というような形での格差をどんどん持ち込んでいくという方向が明らかに打ち出されています。とりわけ後期高齢者の医療制度については、全国標準で言えば月 6,200円、年間 7万 4,000円ぐらいの自己負担になるというふうに試算をされています。これは、75歳以上の高齢者にとってはとても大きな負担だと言わざるを得ません。物事があいまいなままどんどん進んでいくという今のやり方についても問題でありますし、その中身についてももっともっと検証しながら、本当にこれが地域に、あるいは岐阜県に合ったものなのかということを確認した上で物事を進めるべきだろうというふうに考えており、今回の補正予算の大きな問題であるというふうに考え、反対をいたします。

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の討論がありました。原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

それでは、反対討論がございましたので、賛成の討論をさせていただきます。

今回の補正予算の中で私が一番大きなことを感じたのは、来る財政的な負担に備えて、財調に大きく組み込まれて、次年度以降につなげる大きな事業にも財政的な負担がないような配慮がされたことがまず一つです。今回、地方交付税が大きくふえた分、その分財調の持ち出しを減らされて次期に備えられているということは、来年度以降の学校給食センター等、大きな事業に充てられていくという配慮がなされた財政措置については敬意を表しております。

もう一つは、今、鵜飼議員は国の制度に対する異論を唱えられておりますけれども、現在の高齢化社会における福祉制度、医療制度については、本当に改革していかなければ、将来を担う若者たちにも大きな負担になっていく分を考えながら、医療制度の改革は行われなければいけないだろうと私は考えております。

学校評価システムについては、いろいろな部分について議論はありますが、現場の人たちがいま一度教育制度を考え直していただく一つの題材としてとらえるならば、現場の先生方についてもそういう意識を持っていただかなきゃいけない。逆に、人に指導する、教育をすることについて、どう自分たちは立ち向かっていくかということももう一度考え直す場にしていただきたいというふうに考えております。そういった意味では、この制度を利用していく中で、あるいはこの助成制度を利用していく中で、本当に将来を見据えた財政状況、あるいは若者たちが、本当にこれから次代を担っていく人たちのためにも、生活しやすいためにも、医療制度というのは改革が必要だろうと思いますし、ある意味では教育改革も必要になってくるだろうと思います。学校の現場の中で

も、やはり資質をみがいていく面も必要だろうというふうに思っておりますので、今回の予算の中でこういった面が盛り込まれていることについては賛成するものであります。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第71号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第72号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第8、議案第72号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この補正予算の中で、保険財政共同安定化事業というのが計上されています。この保険財政共同安定化事業というのは一体何なのかなということで、改めて国の資料等をいろいろ見ておきますと、いろいろありますけれども、趣旨とか、あるいは事業について、簡単に紹介してある部分3点ですけども、これを読み上げますと、一つは、平成21年度までの措置とし、市町村国保の財政状況や後期高齢者医療制度の創設に伴う影響を勘案し、平成22年度において見直しを行うものとするというふうにまず言っています。この見直しというのは一体何を意味するのかなあとということから、この事業の趣旨を見てみますと、一つは、発生した医療費にかかわらず、被保険者数に応じて拠出する分を加えることにより、都道府県内の保険料の平準化を図る。もう一つは、本事業を通じ、将来は都道府県単位の国保財政運営を目指すということで、ここで私は二つの問題があると思ったのは、一つは、趣旨の最初で申し上げたように、発生した医療費にかかわらず、被保険者数に応じて負担をしていくんだということになりますと、一生懸命努力をして、医療費がかからないように頑張ってきたところとそうでないところを関係なしに一律にしてしまって、単純に割って、それぞれの市町村の負担にするということになるわけですね。それが平準化という言葉で言われているわけですが、そうするとまさに、前に後期高齢者のときにも申し上げましたように、逆の不平等、あ

るいは不信感を生んでいくのではないかというふうに思わざるを得ませんが、わかる範囲で結構ですけれども、その点のお考えをお伺いしたいということが一つと、もう一つの問題は、平成22年度に見直しを行う。この見直しの内容というのは、将来は都道府県単位の国保財政というふうに言っているということは、後期高齢者と同じように、岐阜県一本の国保にしようということですね、これは。ということからすれば、後期高齢者の医療制度と国保を今度22年以降に合体するという方向も打ち出しているというふうに言わざるを得ません。そういうことがさらに地域間の不平等感を生んでいく原因になっていく、そういう中での今回の保険財政安定化事業だというふうに言わざるを得ません。単に30万円以上の高額療養費をプールしてという話だけではなくて、こうした方向性が打ち出されているということも認識しながら、いろんな市としての対応を考えていく必要があるというふうに思っておりますが、わかる範囲で結構ですが、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、わかる範囲ということでございますので、一言御説明させていただきます。

保険財政共同安定化事業ということで御質問がありましたけれども、一応この10月からということで、新規事業でスタートするわけでございます。これにつきましては、やはり高額医療共同事業が15年からこの制度が始まっております、これが今継続中ということになっております。こういった事業の背景がございますので、そういったものを見ながら、22年度において見直しを行うというようなことを思っております。そんなことで、22年度の見直しというのは、詳細については私どももまだ具体的なこととしては承っておりませんが、背景にそういった高額医療の共同事業があるということで、その結果、そういったものがある程度見えてくる段階がこの年度ぐらいじゃないかなあということも察しております。そんなことで、22年度があるかなあというふうな判断をしております。よろしく願いいたします。

それと、あとは平準化、そういったものについてのことでございますけれども、これもこちらで現在まだ国からそういった御説明というか、そういうものはちょっと来ておりませんので、答弁できませんが、よろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

先ほど後期高齢者の医療制度のときにも申し上げましたように、今の部長の話聞いておりましたが、ほとんど中身が知らされていないと。そういう中で、もう10月から始めるんだという一方的なやり方が、特に今回のこの医療改革の中ではなされている。医療の分野で全体的な見直しやら、あるいは必要な改革ということを否定するつもりは毛頭ありませんけれども、それが国の御都合だけで一方的に進められる、そういったやり方については、やはり市町村からももっと実情に合わせてやっていくような声を上げていくべきだろうというふうに考えております。そういったことも踏まえながら、やっぱり今回のこの保険財政安定化事業について、到底今の段階で認めるということではできないというふうに判断せざるを得ません。そういう点から、本補正予算については反対をするものです。

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の反対討論がありました。原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

それでは、反対討論がございましたので、賛成討論をさせていただきます。

今、鵜飼議員から御指摘の保険財政共同安定化事業、あるいは高額医療費共同事業の対象とする医療費という資料で補足説明をこの間、国保の特別会計の協議案件として受けました。現在、17年度までは1件当たりの総額医療費が70万円を超える部分についての制度だったものを、18年度10月からは30万から80万までがこの保険財政共同安定化事業に当たる部分であって、もちろん8万円の足かせ分はございますけれども、そのかわり、1件当たり8万を超える高額医療費というふうで分けて、その財源をこの共同事業という形で医療費として充てていくという形の制度の改正であるというふうに理解をしておりますので、これについては国からの医療改革の一環でございますので、こういった部分について、先を見据えたお考えをいただきましたけれども、私ども、先を見据えたことについてはまだまだ勉強不足なので、これから勉強していきたいとは思いますが、本案件にかかわってくる1件当たり30万を超える医療費全体を占める財政安定化共同事業については、当然やっていかなきゃならんものだと思っておりますので、賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第72号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第73号(質疑・討論・採決)

○議長(上谷政明君)

日程第9、議案第73号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第73号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第74号(質疑・討論・採決)

○議長(上谷政明君)

日程第10、議案第74号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第74号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第75号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第11、議案第75号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第75号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第76号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第12、議案第76号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第76号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第13、認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

認定第1号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、議長よりただいま御指名をいただきましたので、産業建設委員会の御報告をさせていただきます。

9月11日午後1時30分より、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木助役、守屋収入役、服部産業建設部長、林上下水道部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件1件と協議案件について慎重に審査をいたしました。

認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算について。決算認定の時期について、市として今後どのように考えているのかの質問に、市長さんから、前に議員さんと協議させていただいておるとの御答弁。また、助役さんから、他市の状況を調査いたしました。いろいろのパターンがありましたが、事務的に12月をお願いして、十分協議していただけるようにしたいということでございました。また、林上下水道部長から、今回お願いをしております水道事業会計決算については、地方公営企業法により、遅くとも当該事業年度終了後3ヵ月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならないとなっておりますので、提出をさせていただきましたので、よろしく御審議をお願いしたいということでございました。

他に、石綿セメント管の埋設状況についても御質問がありました。担当課長から、市全体で約20メートルありますとの御答弁がございました。

以上、認定第1号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであり、この決算は委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算については、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。お手元に配付してありますように、発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第1、発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第6号について、提案理由の説明を求めます。

提出者、10番 中村重光君。

○10番（中村重光君）

発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、常任委員会委員、議会運営委員会委員の任期について、今回、全員協議会において1年という申し合わせがされ、また、近隣市町の状況もかんがみ、第3条第1項に規定されている任期を「2年」から「1年」に改正するものであります。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をします。25分から再開します。

午前10時08分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であります。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩時間中に議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長と交代をします。

[副議長 議長席に着席]

○副議長（後藤壽太郎君）

議長の上谷政明君から議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力のほど、よろしく願いいたします。

追加議案を配付いたします。

[追加議案配付]

お諮りします。ここで議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、上谷政明君の退場を求めます。

[議長退場]

追加日程第2 議長辞職の許可について

○副議長（後藤壽太郎君）

追加日程第2、議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願。私こと、このたび一身上の都合により、本巢市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成18年9月20日、本巢市議会議長上谷政明。本巢市議会副議長様。以上です。

○副議長（後藤壽太郎君）

お諮りします。上谷政明君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、上谷政明君の議長辞職の許可については許可することに決定いたしました。

追加日程第2、議長辞職の許可についてが終了しましたので、上谷政明君の入場を許可します。

〔議長入場〕

上谷政明君に申し上げます。上谷政明君が議長を辞職することは許可されました。

追加議案を配付します。

〔追加議案配付〕

ただいま議長が欠けましたので、お諮りします。ここで議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 議長の選挙について

○副議長（後藤壽太郎君）

追加日程第3、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うのがよろしいか、お諮りします。投票、指名推選、どちらがよいでしょうか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

ただいま投票という御意見がございました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は投票で行うことに決定しました。

ただいまより投票による議長の選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は21名です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号5番 高田文一君と6番 高橋勝美君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名といたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数21票、うち有効投票20票、無効投票1票。

有効投票中、上谷政明君12票、大西徳三郎君8票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、上谷政明君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました上谷政明君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

上谷政明君は、登壇し、ごあいさつをお願いします。

○新議長（上谷政明君）

ただいま皆さんの御推挙をいただきまして、もう1期議長を務めさせていただくことになりました。投票の結果を厳粛に受けとめまして、本巢市の繁栄、議会の繁栄のために一生懸命努力邁進していくつもりでございます。何分にもひとつよろしく御支援のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつにかえます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（後藤壽太郎君）

これで私の職務は全部終了いたしました。御協力、大変ありがとうございました。

新議長 上谷政明君、議長席へお願いします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（上谷政明君）

これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

議事の都合により、暫時休憩をします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議案の配付をお願いします。

〔追加議案配付〕

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいまの休憩中に後藤壽太郎君から副議長の辞職願が提出されました。

後藤壽太郎君、よろしかったらごあいさつをしてください。

○副議長（後藤壽太郎君）

1年前に皆さん方に御推挙いただきまして、副議長の職をさせていただいたわけですが、大変難しい職種を、皆さん方の御協力をいただきまして、何とか無事こなすことができました、本当にありがとうございます。また、執行部の皆さん方にも本当にありがとうございました。これを糧にまた一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（上谷政明君）

お諮りします。ここで副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、後藤壽太郎君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

追加日程第4 副議長辞職の許可について

○議長（上谷政明君）

追加日程第4、副議長辞職の許可についてを議題にいたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願。私こと、このたび一身上の都合により、本巢市議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成18年9月20日、本巢市議会副議長 後藤壽太郎。本巢市議会議長様。以上です。

○議長（上谷政明君）

お諮りします。後藤壽太郎君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、後藤壽太郎君の副議長辞職の許可については許可することに決定いたしました。

追加日程第4、副議長辞職の許可についてを終了しましたので、後藤壽太郎君の入場を許可します。

〔副議長入場〕

後藤壽太郎君に申し上げます。後藤壽太郎君が副議長を辞職することは許可されました。

追加議案を配付してください。

〔追加議案配付〕

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として副議長の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第5 副議長の選挙について

○議長（上谷政明君）

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うのがよろしいか、お諮りします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

ただいま投票という御意見がありました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は投票で行うことに決定しました。

ただいまより投票による副議長の選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は21名です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号7番 安藤重夫君と8番 道下和茂君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、1番議員から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数21票、うち有効投票19票、無効2票。

有効投票中、瀬川治男君11票、大熊和久子君3票、大西徳三郎君3票、鵜飼静雄君2票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、瀬川治男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選されました瀬川治男君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

瀬川治男君は、登壇し、ごあいさつをお願いします。

○新副議長（瀬川治男君）

一言ごあいさつ申し上げます。

皆さんの御推挙により、今回、副議長という大役を仰せつかりましたこと、まことにもって光栄に存じ上げます。また、この席をまことに重大な位置として考え、身の引き締まる思いでございます。今後とも議長ともども議会運営には真剣に取り組んで頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方の御支援、御協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（上谷政明君）

議事の都合により、暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議案を配付します。

[追加議案配付]

お諮りいたします。お手元に配付しましたとおり、常任委員会委員の選任についてと議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6と追加日程第7として議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任についてと議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6と追加日程第7として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（上谷政明君）

追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務企画委員会に、戸部弘君、上谷政明、若原敏郎君、村瀬明義君、中村重光君、高橋勝美君、臼井悦子君、以上の7名を、文教福祉委員会に、遠山利美君、大西徳三郎君、大熊和久子君、瀬川治男君、高田文一君、鏗本規之君、黒田芳弘君、以上7名を、産業建設委員会に、鶴飼静雄君、高橋秀和君、後藤壽太郎君、浅野英彦君、道下和茂君、安藤重夫君、舩渡洋子君、以上の7名を指名し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願います。それでは、ただいまから願います。

暫時休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君、副委員長 村瀬明義君、文教福祉委員会委員長 大熊和久子君、副委員長 黒田芳弘君、産業建設委員会委員長 道下和茂君、副委員長 安藤重夫君。以上のとおりです。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（上谷政明君）

追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高橋秀和君、瀬川治男君、若原敏郎君、大熊和久子君、道下和茂君、以上5名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定いたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員会委員は第2委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は 21 人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告します。
議会運営委員会委員長 高橋秀和君、副委員長 瀬川治男君。以上のとおりです。
追加議案を配付します。

〔追加議案配付〕

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。お手元に配付しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員 3 名から辞職願が提出されました。議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第 8 として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可については日程に追加し、追加日程第 8 として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第 8 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について

○議長（上谷政明君）

追加日程第 8、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを議題といたします。
地方自治法第 117 条の規定により、鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君の退場を求めます。
〔21 番 鵜飼静雄君、12 番 若原敏郎君、6 番 高橋勝美君 退場〕
お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、以上 3 名の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、以上 3 名の辞職の許可については許可することに決定いたしました。

追加日程第 8、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてが終了しましたので、鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君の入場を許可します。

〔21 番 鵜飼静雄君、12 番 若原敏郎君、6 番 高橋勝美君 入場〕

追加議案の配付をお願いします。

〔追加議案配付〕

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま議会だより編集特別委員会委員 3 名が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

追加日程第9 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（上谷政明君）

追加日程第9、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、遠山利美君、村瀬明義君、臼井悦子君、以上3名を指名したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思いを。議会だより編集特別委員会委員は第2委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思いを。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時31分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告します。

議会だより編集特別委員会委員長 村瀬明義君、副委員長 臼井悦子君。以上のとおりです。追加議案の配付をします。

〔追加議案配付〕

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。ただいまお手元にお配りしましたとおり、議案第78号 本巢市監査委員の選任について、もとす広域連合議会議員の選挙について、閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第10から追加日程第12として議題にしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号 本巣市監査委員の選任について、もとす広域連合議会議員の選挙について、閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第10から追加日程第12として議題にすることに決定しました。

追加日程第10 議案第78号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第10、議案第78号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案第78号の提案説明に入る前に、浅野英彦君の退場を求めます。

〔9番 浅野英彦君 退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案の追加をお認めいただきましてありがとうございます。それでは、本日提出いたしました追加議案につきまして、御説明をいたします。

議案第78号 本巣市監査委員の選任についてでございますが、本市の監査委員につきましては、見識を有する方から三田村晃司氏と、議員から若原敏郎氏が選任されておりましたが、若原敏郎氏から本日付で退職願が提出されました。これを承認いたしましたので、新たに議員から浅野英彦氏を選任するため、地方自治法第196条の規定に基づきまして、議会の御同意を求める次第でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本巣市監査委員に浅野英彦君を選任することに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第78号については本巢市監査委員に浅野英彦君を選任することに同意することに決定いたしました。

浅野英彦君の入場を求めます。

[9 番 浅野英彦君 入場]

追加日程第11 もとす広域連合議会議員の選挙について

○議長（上谷政明君）

追加日程第11、もとす広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙人数は3名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決定いたしました。

それでは、もとす広域連合議員に鶴飼静雄君、大西徳三郎君、後藤壽太郎君、以上3名の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を、もとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、鶴飼静雄君、大西徳三郎君、後藤壽太郎君、以上3名の方が、もとす広域連合議会議員に当選されました。

追加日程第12 閉会中の継続審査の申出書について

○議長（上谷政明君）

追加日程第12、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会期、会期日程及び議案等、議会の運営に関することについて、閉会中に調査または審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査としたい旨、申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたり、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後4時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

